

令和七年五月十四日 開会
令和七年五月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和七年五月魚津市議会臨時会が開催されるに当たり、提案いたしました案件について、ご説明申し上げます。

「議案第三十九号 （仮称）魚津市上野方地域複合施設整備事業建築主体工事の請負契約の締結について」は、令和七年五月九日に条件付き一般競争入札を行い、同月十三日に仮契約を締結いたしました（仮称）魚津市上野方地域複合施設整備事業建築主体工事について、予定価格の金額が一億五千万円以上であることから、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「議案第四十号 財産の交換について」は、旧十二銀行魚津支店事務所及び倉庫が所在する土地と本市が保有する土地を交換するに当たり、交換する土地の価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一を超えており、財産の交換、譲与及び無償貸付に関する条例第二条第一項本文の規定が適用されないため、地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「議案第四十一号 財産の取得について」は、旧十二銀行魚津支店事務所及び倉庫を取得するに当たり、その予定価格が二千万円以上であるため、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「議案第四十二号 専決処分の承認を求めることについて（魚津市税条例の一部改正について）」は、令和七年度税制改正の大綱に基づき、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和七年三月三十一日に公布されたことにより、個人住民税の特定親族特別控除の創設や軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し等を行う必要が生じたため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、同日付けで専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

「報告第一号 専決処分の報告について（交通事故等による損害賠償の額の決定及びその和解について）」は、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、議決により指定された事項について、令和七年三月三日及び同年四月十日付けで専

決処分いたしましたので、同条第二項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、本日提出いたしました案件の説明といたします。

何とぞ、慎重審議のうえ、議決賜りますよう、お願い申し上げます。